

# ひとり親家庭になるとき、なったとき

## 1 離婚を考えている方

離婚によりひとり親になった方の手続き一覧 (P7) も参考にしてください。

### (1) 離婚の種類

#### ア：協議離婚

夫婦が合意し、離婚届を届出人の本籍地又は住所地の区役所区民課又は支所区民センターに提出することにより成立しますが、未成年の子がいる場合は、どちらが子どもの親権者となるかの取り決めがないと受理されません(子どもが複数の場合、一人ひとりの子どもについて決める必要があります)。また、手続は簡易に行うことができますが、反面、離婚を急いでいるなどの理由から養育費などの取り決めをせずに届出をしてしまったことにより、あとで養育費、財産分与、慰謝料などの請求をめぐってトラブルになるケースがあります。

#### イ：調停離婚

協議離婚で話し合いがまとまらない場合に、家庭裁判所に調停の申立てを行い、調停の話し合いで離婚に合意すると調停離婚となります。調停はいわゆる裁判とは異なり、主に調停委員が双方の事情を聴取し、裁判官と協議の上、当事者間で公正かつ具体的に妥当な合意を成立させるものです。話し合いは複数回に及ぶことがあります。調停調書には、子の親権者だけでなく、財産分与、養育費などの支払義務と支払い方法、別れて暮らす親と子との面会交流について、その実施の仕方などが合意内容に応じて記載されます。

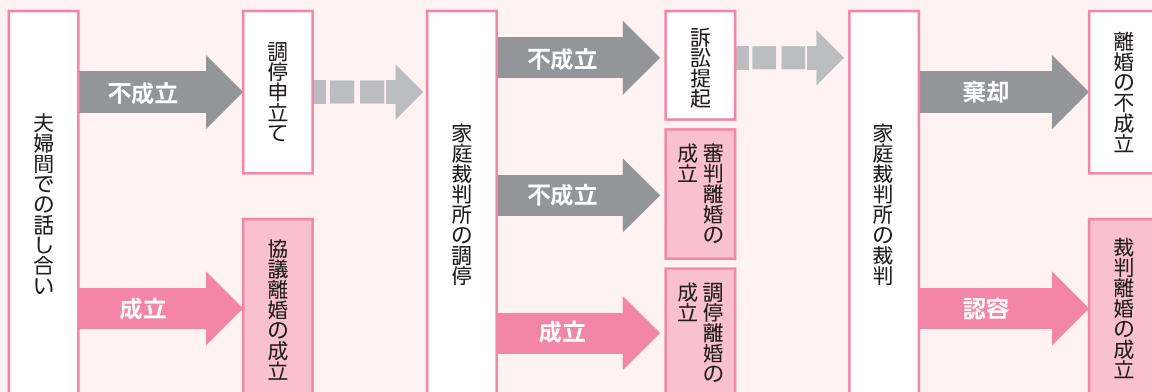
#### ウ：審判離婚

調停によっても離婚が成立しない場合において、家庭裁判所が、離婚が相当と判断したときは、職権で離婚を認めることがあり、これを調停に代わる審判離婚といいます。審判後2週間以内に異議の申立てがなければ離婚が確定します。

#### エ：裁判離婚

調停、審判でも離婚が成立しない場合、離婚を請求する申立人又は相手方の現在の住所地を管轄する家庭裁判所に、離婚の訴えを起こすことになります。

### 離婚の手続きの流れ



## (2) 国際離婚

日本人と外国籍の配偶者が離婚することをいいます。

### ア：日本で 離婚する場合

日本国内に住んでいる日本人が日本で離婚する場合、外国籍の配偶者が日本にいる場合でも国外にいる場合でも、日本の法律により離婚が成立します。

※日本で離婚が成立しても、相手の国にも届出をしないと、その国では婚姻が続いていることとなります。相手の国の在日公館（大使館等）に問い合わせるなどその国の離婚の手続きについて必ず確認しましょう。

### イ：外国で 離婚する場合

日本人が外国で離婚する場合、その国の法律により成立し、方法等もその国の法律によることとなります。事前にその国の法律を調べておきましょう。

### 離婚届不受理申出について

離婚届は本来、双方の合意のもと提出されるべきものです。しかし、書類に不備がなければ、たとえ夫婦の一方が離婚届を偽装し提出したものであっても受理され、離婚が成立してしまいます。（離婚届を勝手に作成して提出することは犯罪です。）

このような事態を未然に防ぐために、離婚届の不受理申出を提出するという方法があります。

【申請】原則として届出人の本籍がある市区町村の役所（どこの役所でも提出は可能です。）

【問合せ】各区区民課、支所区民センター戸籍担当

## (3) 離婚をするときに確認しておきたいこと

離婚をするに伴い、事前に決めておくことがあります。離婚によりひとり親になった方の手続き一覧(P7)を参考にしながら、必要な手続きを行ってください。

### ア：親権

民法に定められた未成年の子どもに対する親の権利と義務です。日本は単独親権であるため、未成年の子の親権者を父母のどちらかに決める必要があります。親権者となった親は、子どもを監護・養育し、居所を定める必要があります。

### イ：子どもの戸籍

離婚届の提出だけでは、子どもの戸籍は変わりません。子どもの戸籍を移す場合は、まず家庭裁判所に申立てをし、その後、区役所・支所に届出をする必要があります。

### ウ：養育費

養育費とは、経済的、社会的に自立していない子どもを養育する費用で、衣食住に必要な経費、教育費、医療費などが該当します。養育費の支払義務（扶養義務）は、親の生活に余力がなくても子どもに自分と同じ生活を保障するという強い義務（生活保持義務）だとされています。自己破産した場合でも、子どもの養育費の負担義務はなくなりません。親として子どもの生活を保障し、心身の成長を支えることは、当然の責任であり、養育費の支払いは、親として子に対する重要な義務です。

(ア) 取り決めの時期

なるべく離婚時に決めましょう。➔

養育費は、子どもに必要な限り、いつでも、請求できますが、取り決めしないまま時間が経過すると、相手が養育費を支払わない形で生活設計をしていて、後になって請求した時に、取り決めが難航することもあります。

一般的な支払期間は、子どもが経済的・社会的に自立するまでです。養育費の取り決めは、子どもが健やかに成長するためにもとても重要です。離婚時にきちんと取り決めましょう。

#### (イ) 取り決めの方法

養育費の取り決めは以下の方法が考えられます。できるだけ明確かつ具体的に書面に残すこと(できれば公正証書)が大切になります。

- ① 話し合いで決める。
  - ① - 1 協議書を作成する。
  - ② - 2 公正証書を作成する。
- ② 家庭裁判所の調停や審判などで決める。
- ③ 家庭裁判所の離婚の裁判時に決める。
- ④ 離婚後に養育費を請求する。

令和4年度から公正証書等の作成費用を補助する事業を始めました。公正証書等作成費補助金(P25)も参考にしてください。

### 公正証書と調停調書の違い

	公正証書(養育費)	調停調書(養育費)
	夫婦間での養育費などについて話はまとまっているが、確実に支払ってもらうための保障がほしいという場合に作成するもの	離婚に際して養育費などについて夫婦間で協議ができない場合に、家庭裁判所に調停を申立て、調停での合意の内容を書類にしたもの
作成場所	公証役場	家庭裁判所
費用(手数料)	5000円～2万円程度 ※目的の価額(10年分の養育費額)に応じて決まります。	1200円×子どもの人数の収入印紙と連絡用の切手代
作成期間	1か月程度	数か月
履行勧告(注)	×	○
強制執行	○ ※強制執行ができる旨の条項を付け加えることが必要	○
問合せ	<a href="#">公証役場 神奈川県</a> <a href="#">検索</a>	横浜家庭裁判所川崎支部 044-222-1316

(注) 養育費等が支払われなかった場合に裁判所が相手方に実行するように勧告すること。(強制力はありません。)

#### エ：面会交流

子どもと離れて暮らしている父母が子どもと定期的、継続的に会ったり、遊んだり交流をもつことをいいます。父母は、離婚協議の中で、双方が納得できる内容や方法についてよく話し合うことが大切です。必要に応じて、専門家などの第三者に相談してみてください。相談窓口一覧(P64)の法律関係部分にて面会交流についての相談先をご案内しています。

#### オ：財産分与

離婚に当たって、共同で築いた財産を分けることをいいます。

#### カ：慰謝料

婚姻関係の破綻の原因がある側から支払われる損害賠償です。相手の精神的苦痛からの回復に対して支払われ、どちらが離婚を言い出したかは関係ありません。

**【法律関係の相談窓口】** 相談窓口一覧(P64)の法律関係部分をご覧ください。

## 2 死別によりひとり親になった方

死亡の事実を知った日を含め7日以内に死亡届を提出し、死別によりひとり親になった方の手続き一覧 (P8) を参考にしながら、必要な手続きを行ってください。

## 3 子の遺棄によりひとり親になった方

父又は母が同居しないで、扶養・監護義務を全く放棄している場合は、ひとり親家庭として支援を受けられる場合があります。家庭不和や離婚を前提とした別居での遺棄は該当しません。また、配偶者の生死が3年以上不明の場合は、離婚手続きに入ることも可能です。

## 4 未婚の親になった方

未婚の親になった方の手続き一覧 (P9) も参考にしてください。

### (1) 未婚の親になるときに確認してほしいこと

**ア：出生届の提出**                      子どもが生まれた日を含め14日以内に提出してください。出生届が受理されて初めて、子どもが戸籍に記載されます。また、生まれた子どものマイナンバーをお知らせする個人番号通知書は、出生届を提出した後、概ね1か月前後で簡易書留により郵送されますので、必ずお受取りください。

**イ：子の認知**                              結婚していない男女の間に生まれた子どもの父又は母がその子どもと親子関係にあることを認めることをいいます。認知により、法律上の親子と認められ、養育費の請求ができます。

#### (ア) 認知の種類

母は自分が産んだ子どもであることが明らかであり、認知の手続きを取らないことが通常ですので、ここでは、父の認知について紹介します。

- 胎児認知…妊娠中に父が胎児に対して行う認知
- 任意認知…子どもの父が自発的に行う認知
- 強制認知…子どもの父が、自発的に認知をしない場合、子どもの母が家庭裁判所に訴えを提起して認められた認知のこと。父の死亡後3年以内の訴えも可能
- 遺言認知…子どもの父が、自分の子どもであることを遺言に書いた場合、死後に認められる認知

**ウ：養育費**                                  P4 参照

**エ：面会交流**                                P5 参照

## 無戸籍について

最近、子をめぐるとして、「無戸籍児問題」とか「離婚後 300 日問題」などという言葉を目にすることがありませんか。それは、どのような問題なのでしょう。

子が出生した場合には、出生の届出をすることによって、その子が戸籍に記載されます。「無戸籍児問題」とは、何らかの理由によって出生の届出をしないために、戸籍に記載されない子が存在するという問題です。また、「離婚後 300 日問題」は、母が、元夫との離婚後 300 日以内に子を出産した場合には、その子は民法上元夫の子と推定されるため、子の血縁上の父と元夫が異なるときであっても、原則として、元夫を父とする出生の届出しが受理されず、戸籍上も元夫の子として扱われることになるという問題、あるいは、このような戸籍上の扱いを避けるために、母が子の出生の届出をしないことによって、子が戸籍に記載されず無戸籍になっているという問題のことです。

出生の届出をしないために無戸籍でお困りの方は、横浜地方務局川崎支部にご相談ください。詳しくは、法務省のホームページをご覧ください。

【HP】 [http://www.moj.go.jp/MINJI/minji04\\_00047.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00047.html)

【問合せ】 横浜地方務局 川崎支局 044-244-4166

## 離婚によりひとり親になった方の手続き一覧

### 区役所・支所で

※区役所・支所の問合せ先一覧は P66 参照

手続き	内容	窓口
離婚の届出	裁判・調停・審判離婚の場合、成立・確定した日から 10 日以内の届出が必要です。	区民課住民記録第 3 係 区民センター住民記録・戸籍担当
離婚後の氏の設定	離婚の際に使用していた氏を称する場合 ※離婚の日から 3 か月以内の届出が必要です。	
住所の異動 個人番号カードの変更 印鑑登録の変更	離婚後住所の変更がある場合 氏・住所に変更がある場合 氏の変更により印鑑登録が抹消になる場合があります。	区民課住民記録第 1 係 区民センター住民記録・戸籍担当
国民健康保険の加入	配偶者の職場の健康保険の扶養を外れた場合	保険年金課国民健康保険担当 区民センター保険年金担当 ※転入、転出などの手続きを伴う場合は、区民課住民記録第 1 係、区民センター住民記録・児童手当・就学担当
保険証の記載内容の変更	住所・世帯主に変更がある場合 氏に変更がある場合	区民課住民記録第 1 係 区民センター住民記録・児童手当・就学担当 区民課住民記録第 3 係 区民センター住民記録・戸籍担当
子の戸籍の変更	離婚届では、おさんの戸籍に変動はありません。①②の順で手続きをする必要があります。 子の氏の変更許可申立 入籍届	①家庭裁判所 ②区民課住民記録第 3 係 区民センター住民記録・戸籍担当
児童手当の届出 <span style="color: red;">記載 P20</span>	受給者を変更する場合	区民課住民記録第 2 係 区民センター児童手当・就学担当
公立小中学校関係の届出 認可保育所関係の届出 児童扶養手当の申請 <span style="color: red;">記載 P20</span>	保護者や住所の変更がある場合 氏・住所・保護者・世帯構成に変更がある場合 要件がありますので、詳しくは P20 をご覧ください。	地域みまもり支援センター児童家庭課 地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当
ひとり親家庭等 医療費助成の申請 <span style="color: red;">記載 P22</span>	要件がありますので、詳しくは P22 をご覧ください。	保険年金課後期・介護・医療費助成担当 区民センター保険年金担当
小児医療費助成の届出 重度障害者医療費助成の届出	氏・住所・保護者・子どもの健康保険に変更がある場合 氏・住所・対象者の健康保険に変更がある場合	
年金の届出	第 3 号被保険者だった場合、第 1 号被保険者に切替える必要があります。	保険年金課国民年金担当 区民センター保険年金担当
障害者手帳 (身体障害・知的障害)の届出 障害者手帳(精神障害)の届出 自立支援医療(精神通院)の届出	氏・住所に変更がある場合 氏・住所に変更がある場合 氏・住所・対象者の健康保険に変更がある場合	地域みまもり支援センター高齢・障害課障害者支援係 地区健康福祉ステーション高齢・障害担当 地域みまもり支援センター高齢・障害課精神保健係
自立支援医療(更生医療)の届出 自立支援医療(育成医療)の届出 小児慢性特定疾病の届出	氏・住所・対象者の健康保険に変更がある場合 氏・住所・子どもの健康保険に変更がある場合	地域みまもり支援センター高齢・障害課障害者支援係 地区健康福祉ステーション高齢・障害担当 地域みまもり支援センター児童家庭課
特別児童扶養手当の届出 障害児福祉手当の届出 障害福祉サービス・ 障害児通所支援事業の届出	受給者の世帯変更等の必要がある場合 受給者の変更がある場合	地域みまもり支援センター 高齢・障害課障害者支援係・精神保健係 地区健康福祉ステーション高齢・障害担当


 その他

## 離婚によりひとり親になった方の手続き一覧

手続き	内容	窓口
税金について	所得税・住民税について軽減措置が受けられる場合があります。	所得税：川崎南税務署（川崎・幸区） 川崎北税務署（中原・高津・宮前区） 川崎西税務署（多摩・麻生区） 住民税：かわさき市税事務所（川崎・幸区） こすぎ市税分室（中原区） みぞのくち市税事務所（高津・宮前区） しんゆり市税事務所（多摩・麻生区）
厚生年金の分割の届出	婚姻期間中の厚生年金記録を当事者間の合意の上で、分割することができます。原則として、離婚した日の翌日から2年以内に年金事務所等での手続きが必要です。	川崎年金事務所（川崎・幸区） 高津年金事務所（中原・高津・宮前・多摩・麻生区）
預貯金の名義変更	氏・住所に変更がある場合	各金融機関
郵便物の取扱い変更	氏・住所に変更がある場合	（株）日本郵便お客様サービス相談センター
公共料金（電気・ガス・水道・電話）の変更	氏・住所に変更がある場合	各種ご契約されているところへお問い合わせください。
自動車運転免許証の変更	氏・住所に変更がある場合	住所地の警察署
パスポートの変更	氏・住所に変更がある場合	神奈川県パスポートセンター
不動産の登記の変更	氏・住所に変更がある場合	不動産のある市町村を管轄している法務局
生命保険等の手続き	氏・住所・受取人に変更がある場合	各種ご契約されているところへお問い合わせください。

## 死別によりひとり親になった方の手続き一覧

## 区役所・支所で

※区役所・支所の問合せ先一覧は P66 参照

手続き	内容	窓口
死亡の届出	死亡の事実を知った日から7日以内の届出が必要です。	区民課住民記録第3係 区民センター住民記録・戸籍担当
世帯主変更の申請	3人以上の世帯において、世帯主が亡くなった場合に新しい世帯主を決めるための届出	区民課住民記録第1係 区民センター住民記録・戸籍担当
国民健康保険の加入	配偶者の職場の健康保険の扶養を外れた場合	保険年金課国民健康保険担当 区民センター保険年金担当 ※転入、転出などの手続きを伴う場合は、区民課住民記録第1係、区民センター住民記録・児童手当・就学担当
保険証の記載内容の変更	世帯主に変更がある場合	区民課住民記録第1係 区民センター住民記録・戸籍担当
葬祭費の申請	国民健康保険の加入者が亡くなった場合、葬祭を行った方に葬祭費が支給されます。	保険年金課国民健康保険担当 区民センター保険年金担当
年金の届出	国民年金第1号被保険者のみの場合 厚生年金のみ又は厚生年金と国民年金の両方の場合	保険年金課国民年金担当 区民センター保険年金担当 川崎年金事務所（川崎・幸区） 高津年金事務所（中原・高津・宮前・多摩・麻生区）
児童手当の届出	記載 P20 受給者を変更する場合	区民課住民記録第2係 区民センター住所記録・児童手当・就学担当
災害遺児等福祉手当の届出	記載 P23 要件がありますので、詳しくは P23 をご覧ください。	区民課住民記録第2係 区民センター住所記録・児童手当・就学担当
公立小中学校関係の届出	保護者・住所に変更がある場合	地域みまもり支援センター児童家庭課 地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当
認可保育所関係の届出	氏・住所・保護者・世帯構成に変更がある場合	地域みまもり支援センター児童家庭課 地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当
児童扶養手当の申請	記載 P20 要件がありますので、詳しくは P20 をご覧ください。	地域みまもり支援センター児童家庭課 地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当
ひとり親家庭等医療費助成の申請	記載 P22 要件がありますので、詳しくは P22 をご覧ください。	地域みまもり支援センター児童家庭課 地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当
小児医療費助成の届出	氏・住所・保護者・子どもの健康保険に変更がある場合	保険年金課後期・介護・医療費助成担当 区民センター保険年金担当
重度障害者医療費助成の届出	氏・住所・対象者の健康保険に変更がある場合	地域みまもり支援センター高齢・障害課障害者支援係 地区健康福祉ステーション高齢・障害担当
障害者手帳（身体障害・知的障害）の届出	氏・住所に変更がある場合	地域みまもり支援センター高齢・障害課障害者支援係 地区健康福祉ステーション高齢・障害担当
障害者手帳（精神障害）の届出	氏・住所に変更がある場合	地域みまもり支援センター高齢・障害課精神保健係
自立支援医療（精神通院）の届出	氏・住所・対象者の健康保険に変更がある場合	地域みまもり支援センター高齢・障害課精神保健係
自立支援医療（更生医療）の届出	氏・住所・対象者の健康保険に変更がある場合	地域みまもり支援センター高齢・障害課障害者支援係 地区健康福祉ステーション高齢・障害担当
自立支援医療（育成医療）の届出	氏・住所・子どもの健康保険に変更がある場合	地域みまもり支援センター児童家庭課
小児慢性特定疾病の届出	氏・住所・子どもの健康保険に変更がある場合	地域みまもり支援センター児童家庭課
特別児童扶養手当の届出	受給者の世帯変更等の必要がある場合	地域みまもり支援センター
障害児福祉手当の届出	受給者の世帯変更等の必要がある場合	高齢・障害課障害者支援係・精神保健係 地区健康福祉ステーション高齢・障害担当
障害福祉サービス・障害児通所支援事業の届出	受給者の変更がある場合	地域みまもり支援センター 高齢・障害課障害者支援係・精神保健係 地区健康福祉ステーション高齢・障害担当

## その他

## 死別によりひとり親になった方の手続き一覧

手続き	内容	窓口
税金について	所得税・住民税について軽減措置が受けられる場合があります。	所得税：川崎南税務署（川崎・幸区） 川崎北税務署（中原・高津・宮前区） 川崎西税務署（多摩・麻生区） 住民税：かわさき市税事務所（川崎・幸区） こすぎ市税分室（中原区） みぞのくち市税事務所（高津・宮前区） しんゆり市税事務所（多摩・麻生区）
葬祭費・埋葬費等の申請	社会保険の加入者で葬祭等を行った方に支給されます。	協会けんぽ加入の方…全国健康保険協会支部 健康保険組合加入の方…各健康保険組合
遺族基礎年金の届出	<a href="#">記載 P22</a>	↑ 保険年金課国民年金担当、区民センター保険年金担当
遺族厚生年金の届出		川崎年金事務所（川崎・幸区） 高津年金事務所（中原・高津・宮前・多摩・麻生区）
労災保険の葬祭料 遺族補償年金の請求		亡くなった方の勤務先を所管する労働基準監督署
保険金の請求	詳しくは各窓口にお問い合わせください。	生命保険会社等
医療費控除の還付		川崎南税務署（川崎・幸区） 川崎北税務署（中原・高津・宮前区） 川崎西税務署（多摩・麻生区）
死亡者の所得税の確定申告		
相続税の申告		
相続した預貯金の支払い請求		↓ 各金融機関
預貯金の名義変更		
自動車運転免許証の変更		↑ 住所地の警察署
郵便物の取扱い変更		(株)日本郵便お客様サービス相談センター
公共料金 (電気・ガス・水道・電話)の変更	氏・住所に変更がある場合	各種ご契約されているところへお問い合わせください。
パスポートの変更		神奈川県パスポートセンター
不動産の登記の変更		不動産のある市町村を管轄している法務局
生命保険等の手続き	氏・住所・受取人に変更がある場合	↓ 各種ご契約されているところへお問い合わせください。

## 未婚の親になった方の手続き一覧

## 区役所・支所で

※区役所・支所の問合せ先一覧は P66 参照

手続き	内容	窓口
妊娠の届出 母子健康手帳の交付	妊娠と診断されたら、早めに提出してください。	地域みまもり支援センター地域支援課 地区健康福祉ステーション地区支援担当
出生の届出	出生した日を含めて 14 日以内に提出してください。	区民課住民記録第 3 係 区民センター住民記録・戸籍担当
個人番号通知書の受取	出生届を提出された後、概ね 1 か月前後で個人番号通知書が簡易書留により郵送されますので、必ずお受取りください。	区民課住民記録第 1 係 区民センター住民記録・戸籍担当
国民健康保険 出産育児一時金の申請	出産した方が、国民健康保険に加入している場合	保険年金課国民健康保険担当 区民センター保険年金担当
児童手当の申請	要件がありますので、P20 をご覧ください。	区民課住民記録第 2 係 区民センター住民記録児童手当・就学担当
児童扶養手当の申請	要件がありますので、P20 をご覧ください。	地域みまもり支援センター児童家庭課 地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当
ひとり親家庭等医療費助成の申請	要件がありますので、P22 をご覧ください。	保険年金課後期・介護・医療費助成担当 区民センター保険年金担当
小児医療費助成の届出	要件がありますので、詳しくは窓口までお問い合わせください。	
税金について	所得税・住民税について軽減措置が受けられる場合があります。	所得税：川崎南税務署（川崎・幸区） 川崎北税務署（中原・高津・宮前区） 川崎西税務署（多摩・麻生区） 住民税：かわさき市税事務所（川崎・幸区） こすぎ市税分室（中原区） みぞのくち市税事務所（高津・宮前区） しんゆり市税事務所（多摩・麻生区）

## ひとり親家庭のライフステージに応じた主な支援制度

	就学前		小学生	中学生	高校生	大学等	
	0～2歳	3～6歳				20歳未満	20歳以上
お金に関する事	給 児童扶養手当（ひとり親家庭向け） P20						
	給 児童手当（中学卒業までの子がいる家庭向け） P20						
					給 通学定期代 P24		
	免 医療費 P22						
	給 養育費保証契約費用や公正証書作成費用 P24、25						
	貸 生活資金や引っ越し資金 P26						
					貸 学費 P50		
仕事に関する事					給 授業料 P52		
					免 入学金・授業料 P55		
	仕事を探したい（ハローワーク） P16						
	キャリアアップに向けての相談をしたい（母子・父子福祉センターサン・ライヴ） P12						
	パソコン講座、キャリア相談（川崎市男女共同参画センター（すくらむ21）） P14						
	求職相談・紹介（キャリアサポートかわさき） P16						
	生活・就職の様々な困りごとを相談（だいJOBセンター） P14						
子ども・子育てに関する事	給 資格取得中の生活費（高等職業訓練促進給付金） P32						
	給 資格取得のための受講料（自立支援教育訓練給付金） P31						
	保育所 P42						
		幼稚園 P44					
			放課後の居場所 P44				
		一時預かりや保育園などへの送迎 P46					
	子どもの遊び場、育児相談ができる P45						
日々の生活に関する事					放課後の学習支援・居場所 P58		
	住む場所や引っ越しの相談（すまいの相談窓口） P60						
	公営住宅に申し込みたい P60						
家事・育児の手伝い（ひとり親家庭等日常生活支援事業） P46							



# 手続きや相談で利用するところ

## ● 関係機関一覧

\*…備考欄参照

機関名	生活支援※	子育て支援※	就業支援※	対象家庭				子の年齢		所得制限		備考
				母子	父子	寡婦	不問	20歳未満	18歳未満	あり	なし	
母子・父子福祉センターサン・ライヴ <small>記載 P12</small>	●	●	●	●	●	●	●				●	
横浜家庭裁判所川崎支部 <small>記載 P12</small>	*			●	●	●	●				●	家事事件申立、家事手続案内等
法テラス川崎 <small>記載 P13</small>	●			●	●	●	●			●		
養育費等相談支援センター <small>記載 P13</small>	●			●	●	●	●				●	
FPIC 横浜ファミリー相談室 <small>記載 P13</small>	●			●	●	●	●				●	
母子生活支援施設 <small>記載 P14</small>	●	●		●					●		●	
だいJOBセンター <small>記載 P14</small>	●		●	●	●	●	●				●	
川崎市男女共同参画センター(すくらむ21) <small>記載 P14</small>	●	●	●	●	●	●	●				●	
児童相談所 <small>記載 P15</small>	●	●		●	●	●			●		●	
児童家庭支援センター <small>記載 P15</small>	●	●		●	●	●			●		●	
ハローワーク <small>記載 P16</small>			●	●	●	●	●				●	
キャリアサポートかわさき <small>記載 P16</small>			●	●	●	●	●				●	
コネクションズかわさき(かわさき若者サポートステーション) <small>記載 P17</small>			●	●	●	●	*	*	*		●	15歳～49歳
川崎市社会福祉協議会福祉人材バンク <small>記載 P17</small>			●	●	●	●	●				●	
川崎市国際交流センター <small>記載 P18</small>	●			●	●	●	●				●	
かながわ外国人すまいサポートセンター <small>記載 P18</small>	●			●	●	●	●				●	
川崎市DV相談支援センター <small>記載 P18</small>	●			●	●	●	●				●	

※具体的な内容の詳細については、各機関にお問い合わせください。

## ● 関係機関案内

### 1 区役所

#### (1) 区民課

- 出生届、死亡届、婚姻届、離婚届など戸籍に関すること
- 住所変更、住民票に関すること
- 児童手当、市立小中学校への就学に関すること など

#### (2) 児童家庭課

- 認可保育所の入所に関すること
- 児童扶養手当、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付に関すること など

#### (3) 保険年金課

- 国民健康保険、小児医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成、国民年金、後期高齢者医療、介護保険料に関すること など

#### (4) 保護課

- 生活保護に関すること

#### (5) 地域支援課

- 子ども・子育て相談、健康相談、健康診査、予防接種に関すること など

## 2 ひとり親家庭の生活・自立支援を行うところ

### (1) 母子・父子福祉センターサン・ライブ

ひとり親家庭等の生活の安定や自立を支援しています。生活・就業相談、情報の提供、生活・就業支援講座や研修の実施、福祉活動の場を提供しています。

種別	相談内容	相談時間
生活相談	育児や家事、精神面・健康面の健康管理等生活一般についての相談	9:30～16:00(水・金は20:00まで)
就業相談	資格取得の情報提供や再就職・転職までのプラン作り、就職についての相談	
弁護士による法律相談	離婚、親権、養育費、財産分与、慰謝料、借金等法律に関する相談 (離婚によりひとり親家庭となる予定の方の相談可)	毎月第2金曜 17:00～20:00 奇数月第4金曜(11月を除く) 13:30～15:00の間で1人25分 (1か月前から事前予約制、同一問題について3回まで)
1級ファイナンシャルプランナーによる生活・家計相談	家計の見直し、教育資金の準備、老後の生活設計など暮らしとお金の相談 (離婚によりひとり親家庭となる予定の方も相談可)	奇数月第2土曜(11月を除く) 13:30～15:00の間で1人30分 (1か月前から事前予約制)

【開所時間】 9:00～17:00(水・金 9:00～21:00)

【休所日】 月、第2・4、祝日、年末年始(12/29～1/3)、  
月曜日が祝日の場合の翌日

【所在地】 中港区今井上町1-34 和田ビル2階

【アクセス】 JR南武線・東急東横線

武蔵小杉駅 徒歩10分

【問合せ】 044-733-1166

【HP】 <https://kawasaki-boshicenter.com/>



## 3 法的な手続きや支援を行うところ

相談窓口一覧(P64)の法律関係の部分も併せてご覧ください。

### (1) 横浜家庭裁判所川崎支部

夫婦、親子、親族などに関する様々な家庭内の問題を、申立てにより、調停や審判等を行うことで解決をしていくところです。家庭裁判所では、どこの裁判所にどのような申立てができるのかを案内する家事手続案内も実施しています。

#### 家庭裁判所で行う主な手続き

- ① 調停…離婚、親権者の指定・変更、養育費の請求、財産分与、面会交流など
- ② 審判…子の氏の変更許可など
- ③ 訴訟…離婚など
- ④ 履行勧告…家庭裁判所で決まった事項を相手方へ実行するように勧告すること(強制力はありません。)

#### 【申立ての際の費用】

所定の手数料(調停又は審判は1件800円又は1,200円分の収入印紙※)と連絡用の切手代

※訴訟の手数料は、訴える内容により異なります。

詳しくはお問い合わせください。

【受付時間】 9:00～11:30、13:00～16:00

【休所日】 土日、祝日、年末年始(12/29～1/3)

【所在地】 川崎区富士見1-1-3

【アクセス】 京急線 京急川崎駅 徒歩10分、  
JR川崎駅からバス「教育文化会館前」下車徒歩1分

【問合せ】 044-222-1316

## (2) 法テラス川崎

国によって設立された、法的トラブル解決のための「総合案内所」です。お困りごとに応じて、問題を解決するための法律制度や手続き、適切な相談窓口を無料でご案内します。また、経済的に余裕のない方には、無料法律相談をご案内します。

【開所時間】 9:00～17:00

【休所日】 土日、祝日、年末年始(12/29～1/3)

【所在地】 川崎区駅前本町11-1 パシフィックマークス川崎ビル10階

【アクセス】 JR川崎駅 徒歩1分、京急線 京急川崎駅 徒歩2分

【問合せ】 0570-078309

(IP電話をご利用の場合は 050-3383-5366)

### 民事法律扶助制度について

経済的に余裕のない方への無料法律相談と弁護士、司法書士費用の立替えをする制度です。

#### 【利用条件】

①収入等が一定額以下であること

②勝訴の見込みがないとはいえないこと

和解、調停、示談等により紛争解決の見込みがあるもの、自己破産の免責見込みのあるものなども含まれます。

③民事法律扶助の趣旨に適すること

報復的感情を満たすだけや宣伝のためといった場合、又は権利濫用的な訴訟の場合などは援助できません。

【無料法律相談実施内容】 1回30分で同一問題につき3回まで

【実施場所】 法テラス又は法テラスと契約している弁護士、司法書士の事務所

#### 川崎市にお住まいの方の場合

	手取月収額の基準	資産合計額の基準 (現金、預貯金との合計額)
単身	20万200円以下	180万円以下
2人家族	27万6,100円以下	250万円以下
3人家族	29万9,200円以下	270万円以下
4人家族	32万8,900円以下	300万円以下

## 4 養育費に関する支援を行うところ

### (1) 養育費等相談支援センター

養育費や面会交流に関する相談に応じています。

【メール相談】 info@youikuhi.or.jp

(相談員が、数日中に回答を送信します。)

※回答はPCから送信しますので、迷惑メール拒否設定をされている方は受信可能な設定にしてください。

【電話相談】 03-3980-4108

(ご希望により、当センターが電話をかけ直して電話料金を負担しています。)

0120-965-419

(携帯電話は使えませんので上記番号におかけください。)

【時間】 平日(水を除く) 10:00～20:00、

水(祝日を除く) 12:00～22:00、

土・祝日 10:00～18:00

### (2) FPIC 横浜ファミリー相談室

家族(夫婦、親子)関係の相談、面会交流の支援をしています。相談は電話による予約が必要です。なお、電話相談は受付していません。

【相談料】 面接相談の料金は、1時間当たり5,000円です。

※相談時間が1時間を超えた場合は、30分ごとに2,000円が加算されます。

【開所時間】 10:00～16:30

【休所日】 土日、祝日、年末年始(12/29～1/3)

【所在地】 横浜市中区吉浜町1-9 エトアール吉浜 405号

【アクセス】 JR根岸線 石川町駅 徒歩3分

【問合せ】 045-226-3656

## 5 住まい・生活に関する支援を行うところ

### (1) 母子生活支援施設

18歳未満の子どもとその母等を保護し、入所により、自立の促進のための生活支援や子どもの健全育成のための活動等を行う施設です。

【問合せ】  
各区地域みまもり支援センター地域支援課地域サポート係、  
各地区健康福祉ステーション地区支援担当

### (2) だいJOBセンター (川崎市生活自立・仕事相談センター)

失業等で生活にお困りの方の支援を行う相談窓口です。「仕事がなかなか見つからない」、「家賃が払えない」、「生活費に困っている」、「家計のやりくりがうまくできない」、「こころの病気について相談したい」など、就職のことや経済的なこと、生活のこと、こころのことなど、専門の相談員が寄り添いながら総合的にサポートします。

【利用できる方】市内在住の失業等で生活にお困りの方、  
生活保護を受けていない方  
【開所時間】 10:00～18:00  
【休所日】 土日、祝日、年末年始(12/29～1/3)  
【所在地】 川崎区駅前本町 11-2 川崎フロンティアビル 5階  
【アクセス】 JR川崎駅 徒歩2分、京急線 京急川崎駅 徒歩1分  
【問合せ】 044-245-5120

### (3) 川崎市男女共同参画センター (すくらむ 21)

法律講座、女性のための就業支援セミナー、個別キャリア相談、パソコン講座、一時保育、パパサロン、シングルマザーのためのセミナー&交流会など、各種事業を実施しています。

【開所時間】 8:30～21:30  
【休所日】 毎月第3火、年末年始(12/29～1/3)  
【所在地】 高津区溝口 2-20-1  
【アクセス】 JR南武線 武蔵溝ノ口駅、  
東急田園都市線 溝の口駅 徒歩10分  
【問合せ】 044-813-0808  
【HP】 <https://www.scrum21.or.jp/>



#### シングルファーザー事例集

『みんなどうしてる？ 川崎市に暮らすひとり親男性に聞きました』  
配布中  
すくらむ 21HP でも全ページ掲載中



### フードバンクかわさき

- 様々なサポート機関と連携しながら、生活の立て直しをお手伝いします。
- オーダーをききながら、直接生活が苦しい世帯へ食品などをお届けしています。
- 川崎市だけのフードバンクではなく、川崎発でお届けするフードバンクです。

【ご利用できる世帯】  
生活保護を受給していないご家庭かつ生活保護未満の状況のご家庭

【HP】  
<http://fb-k.jp/>



## 6 子どもに関する支援を行うところ

### (1) 児童相談所

子ども(18歳未満)たちのより健やかな成長と幸せのため、児童福祉法に基づいて設置された専門の相談機関です。

子どもに関して気になることをご相談いただき、専門の職員(児童福祉司、児童心理司、医師など)がご家族と一緒に問題解決にあたります。

相談は無料です。相談内容の秘密は、かたく守ります。

【相談内容】しつけ、家庭教育、障害、落ち着きがないなどの気になる性格・行動、非行、不登校など

【開所時間】8:30～17:00

【休所日】 土日、祝日、年末年始(12/29～1/3)

施設名	地区	所在地	アクセス	問合せ
こども家庭センター (中央児童相談所)	川崎・幸・中原区	幸区鹿島田 1-21-9	JR 南武線 鹿島田駅 徒歩 5 分	044-542-1234
中部児童相談所	高津・宮前区	高津区久本 1-4-1	JR 南武線 武蔵溝ノ口駅 徒歩 4 分	044-877-8111
北部児童相談所	多摩・麻生区	多摩区生田 7-16-2	小田急線 生田駅 徒歩 5 分	044-931-4300

### かながわ子ども家庭 110 番相談 LINE

子育ての不安、親子関係や家族の悩みなど、子どもに関わる相談を専門の相談員が無料でお受けします。保護者の方はもちろん、子どものみなさんからの相談もお待ちしております。

※相談の秘密は必ず守ります。

【対象】 神奈川県内にお住いの子ども、保護者の方

【受付日】 月曜日から土曜日(年末年始を除く)

【時間】 9:00～21:00

【友だち追加】 LINE アプリのホーム画面の検索で、



公式 LINE アカウント

ID「@kana\_kodomo110」で検索して追加。

※「友だち検索」機能ではありません。

### (2) 児童家庭支援センター

子ども(18歳未満)と家庭のための地域の相談機関です。

子育てや家庭の悩みを一緒に考えながら、専門のスタッフ(臨床心理士、社会福祉士、保育士等)が、問題解決のお手伝いをします。

相談は無料です。相談内容の秘密は、かたく守ります。

【相談内容】子育てに自信がもてない、子どもの発達が気になる、不登校など

【開所時間】9:00～17:00

(しゃんぐりら及びはくさん 9:00～18:00)

【休所日】 土日、祝日、年末年始(12/29～1/3)

施設名	地区	所在地	アクセス	問合せ
あいせん 児童家庭支援センター	川崎区	川崎区浜町 2-22-16	バス浜町 3 丁目 下車徒歩 3 分	044-201-4772
しゃんぐりら こども家庭支援センター	川崎・幸・中原区	幸区東小倉 6-1	JR 南武線 鹿島田駅 徒歩 5 分 JR 横須賀線 新川崎駅 徒歩 10 分	044-520-3608
SNG 児童家庭支援センター	幸・中原区	中原区木月伊勢町 3-3	東急東横線 元住吉駅 徒歩 7 分	044-711-8484
まぎぬ 児童家庭支援センター	高津・宮前区	宮前区馬絹 1-24-5	東急田園都市線 宮前平駅 徒歩 7 分	044-863-7855
かわさきさくら 児童家庭支援センター	高津・宮前・多摩・麻生区	多摩区菅稲田堤 1-10-5	JR 南武線 稲田堤駅 徒歩 2 分	044-944-3981
はくさん 児童家庭支援センター	多摩・麻生区	麻生区白山 1-1-5	バス白山北緑地前 下車徒歩 1 分	044-712-4073

## 7 就労や就労に向けた支援を行うところ

### (1) ハローワーク

職業紹介・職業相談、求人開拓、職業訓練の受講あっせん、失業等給付金の支給等を行っています。

- |                                |                                      |
|--------------------------------|--------------------------------------|
| 【内容】 ①職業紹介・職業相談                | ③職業訓練の受講あっせん、職業訓練受講給付金の支給            |
| ②雇用保険関連業務（失業等給付金、教育訓練給付金の支給業務） | ④専門援助を必要とする求職者（学卒、障害者等）に対する職業紹介・職業相談 |

#### ア：ハローワーク川崎 マザーズコーナー併設

所轄地域：川崎市・幸区

【開庁時間】 月～金 8:30～17:15

【アクセス】 JR川崎駅 徒歩8分

【休日】 土、日、祝日、年末年始（12/29～1/3）

【問合せ】 044-244-8609

【所在地】 川崎市南町17-2

※開庁時間・休日は変更になる場合があります。  
来庁の際はホームページをご確認ください。

#### イ：ハローワーク川崎北 マザーズコーナー併設

所轄地域：川崎市・幸区以外

【開庁時間】 月～金 8:30～17:15

【アクセス】 JR南武線 武蔵溝ノ口駅、

【休日】 土、日、祝日、年末年始（12/29～1/3）

東急田園都市線 溝ノ口駅 徒歩10分

【所在地】 高津区久本3-5-7 新溝ノロビル4階

【問合せ】 044-777-8609

※開庁時間・休日は変更になる場合があります。  
来庁の際はホームページをご確認ください。

#### ウ：ハローワークプラザ新百合ヶ丘

ハローワークの付属施設で、職業相談・職業紹介のみを行っています。

【開庁時間】 月～金 9:30～18:00

【問合せ】 044-969-8615

【休日】 土日、祝日、年末年始（12/29～1/3）

※開庁時間・休日は変更になる場合があります。  
来庁の際はホームページをご確認ください。

【所在地】 麻生区万福寺1-2-2 新百合トウエンティワン1階

【アクセス】 小田急線 新百合ヶ丘駅 徒歩2分

#### エ：福祉から就労・自立サポート窓口

児童扶養手当受給者、生活保護受給者、住居確保給付金受給者等に対して、ハローワークから派遣された就職支援ナビゲーターが、担当者制により、個人ごとにきめ細かい職業紹介・職業相談（予約制）をしています。

地区	設置場所
田島地区	田島地区健康福祉ステーション（田島福祉事務所）内2階
幸区	幸区役所内2階
宮前区	宮前区役所内2階
多摩区	多摩区役所内7階

【開所時間】 8:45～17:15（12:00～13:00を除く）

【休所日】 土日、祝日、年末年始（12/29～1/3）

#### マザーズコーナー

子育て中の方に対する就業支援サービスの提供をしています。

- 担当者制・予約制によるきめ細かな職業相談・職業紹介セミナー等
- 仕事と子育てが両立しやすい求人の確保による求人情報の提供
- 保育関連情報の提供
- 子供連れで来所しやすいキッズコーナー・ベビーチェアの設置や安全サポートスタッフの配置
- 公的職業訓練の受講相談

### (2) キャリアサポートかわさき

就職に関する総合相談窓口として、求職者に個別カウンセリングを行い、ニーズに応じた求人情報を探し、紹介する就業マッチングを行っています。託児サービス付きの女性就職相談、ご自宅等からのオンライン相談、就職活動で役立つセミナーなど多数の支援プログラムを用意しています。

また、就職氷河期世代（概ね 35 歳から 54 歳まで）を対象とした専用相談窓口を設置しているほか、市内中小企業等との交流会を開催する等、正社員を基本とした就職の支援を行っています。

【利用できる方】 求職者等	【出張相談】 川崎区内の施設・麻生区役所 月、木 10:00～17:00
【相談時間】 月～土 10:00～17:00（火は 10:00～20:00）	【開所時間】 9:00～17:00（火は 9:00～20:00）
※託児サービス付き女性就職相談 火 9:30～16:00	【休所日】 日、祝日、年末年始（12/29～1/3）
※就職氷河期世代等相談窓口 第 2・4 木 10:00～20:00	【所在地】 高津区溝口 1-6-10 てくのかわさき 5 階

### （3）コネクションズかわさき（かわさき若者サポートステーション）

働くことに不安を抱える若者とその家族を対象に、個別相談、臨床心理士による心理カウンセリング、職業人セミナー・職場体験、コミュニケーションセミナー、家族を対象にしたセミナー、パソコン講座などを実施しています。

【利用できる方】 15 歳から 49 歳まで	【アクセス】 JR 南武線 武蔵溝ノ口駅、東急田園都市線 溝の口駅 徒歩 5 分
【開所時間】 月～土 9:30～17:00	【問合せ】 044-850-2517
【休所日】 日、祝日、年末年始（12/29～1/3）	
【所在地】 高津区溝口 1-6-10 てくのかわさき 3 階	

### （4）川崎市社会福祉協議会 福祉人材バンク

様々な福祉の仕事の無料職業紹介事業、就職相談を行っています。

【利用できる方】 福祉関係の仕事を探している方	【所在地】 中原区上小田中 6-22-5
【開所時間】 8:30～17:00	川崎市総合福祉センター 5 階
〈相談・登録受付時間〉 9:00～11:45 13:00～16:30	【アクセス】 JR 南武線 武蔵中原駅 徒歩 1 分
【休所日】 土日、祝日、年末年始（12/29～1/3）及び就職相談会開催日	【問合せ】 044-739-8726

### （5）だいJOB センター（川崎市生活自立・仕事相談センター）

（再掲） P14 参照

## 8 人権の侵害に関する支援を行うところ

### （1）川崎市人権オンブズパーソン

子どもの権利の侵害と男女平等にかかわる人権の侵害の相談や救済の申立てを受ける川崎市の機関です。

本人だけでなく、家族や友達なども相談できます。匿名での相談も可能です。

【相談受付日時】 月・水・金 13:00～19:00、土 9:00～15:00	【所在地】 高津区溝口 2-20-1 川崎市男女共同参画センター 4 階
【休所日】 祝日、年末年始（12/29～1/3）	【アクセス】 JR 南武線 武蔵溝ノ口駅、東急田園都市線 溝の口駅 徒歩 10 分

**子ども** いじめや虐待、学校での友達関係の悩みなど、詳しくお話を聴き、問題解決に向けて助言や支援を行います。また、救済の申立てを受けたときには、お子様の思いに寄り添いながら、第三者としての立場で関係者や関係機関と調整などを行い、問題解決を目指します。

【子どもあんしんダイヤル】 0120-813-887（子ども専用・無料） 【大人の方用】 044-813-3110

**男女平等** DV やセクハラ、性差別などの相談・救済を行っています。

【男女平等の相談】 044-813-3111

## 9 外国人への支援を行うところ

以下の場所で、多言語による日常生活の困りごととの相談ができます。

### (1) 川崎市国際交流センター

相談言語	相談日	時間
英語	月・火・水・木・金・土	9:00 ~ 17:00
中国語	月・火・水・木・金・土	
韓国・朝鮮語	火・木	
ポルトガル語	火・金	
スペイン語	火・水	
フィリピン語	火・水	

相談言語	相談日	時間
ベトナム語	火・金	9:00 ~ 17:00
タイ語	月・火	
インドネシア語	火・水	
ネパール語	火・土	
やさしい日本語	月・火・水・木・金・土	

【所在地】 中原区木月祇園町 2-2  
 【アクセス】 東急 東横線 元住吉駅 徒歩 12分

【問合せ】 044-435-7000  
 【相談専門ダイヤル】 044-455-8811

### (2) かながわ外国人すまいサポートセンター

外国人のすまいや生活について、多言語（英語や中国語、やさしい日本語など9言語）で相談できます。  
 曜日によって対応言語が変わりますので、電話で問い合わせてください。

【受付時間】 10:00 ~ 17:00  
 【休所日】 土日、祝日、年末年始  
 【所在地】 横浜市中区常盤町 1-7 横浜 YMCA 2 階

【アクセス】 JR 根岸線 関内駅 徒歩 5分、  
 横浜市営地下鉄ブルーライン  
 関内駅 徒歩 3分  
 【問合せ】 045-228-1752  
 【HP】 <https://sumasen.com/>



### (3) 青丘社ふれあい館

外国につながる方々のさまざまなお手続きのお手伝いをしています。  
 その他、イベントや講座の実施など、最新情報をお知りになりたい方はぜひ LINE 公式アカウントの友だち追加をしてください。



## 10 DV 被害に関する支援を行うところ

### (1) 川崎市 DV 相談支援センター（電話相談）

配偶者等からの暴力（DV/ドメスティック・バイオレンス）の被害に関する相談、緊急時の安全を確保するための相談、問題解決に向けた情報や制度、相談機関等の紹介などを行っています。性別を問わず、相談を受け付けています。

【受付日時】 月～金（祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く）  
 9:30～16:30  
 【問合せ】 044-200-0845